

案内編

★市民税・都民税とは

市区町村民税、都道府県民税のことで、地域社会の費用をできるだけ多くの住民の方に負担していただくために、1月1日現在、住所を有する市区町村が市区町村民税と都道府県民税を併せて課税します。

市民税・都民税の税額は、勤務先や日本年金機構等からの報告書、本人が提出する確定申告書や市民税・都民税申告書等に基づき、前年の所得に応じて計算されます。

※〈市民税・都民税申告のご案内〉をお読みいただいたうえで、申告が必要な方は**3月16日(月)までに**市民税・都民税の申告をしていただきますようお願いいたします。

★本人確認について

● マイナンバー(個人番号)の記載について

平成29年度の市民税・都民税申告から、申告書に個人番号の記載が必要となるとともに、個人番号を適切に扱うため、申告書を提出される際に、本人確認をさせていただきます。

本人確認は、正しい個人番号であることを確認する「番号確認」と、申告者が個人番号の正しい持ち主であることを確認する「身元確認」の2点を行います。

申告書提出の際に提示していただく本人確認書類の組み合わせは以下のとおりです。

○本人確認書類は代理人が申請する場合の「番号確認書類」を除き原本の提示が必要です。また、郵送の場合は必要書類の写しを添付してください。

○納税証明書等、市税証明書交付申請時の本人確認とは異なります。

①本人が申告書を提出する場合(「番号確認書類」と「身元確認書類」の両方)

番号確認書類(いずれか1点)
マイナンバーカード(個人番号カード)・通知カード・マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し
身元確認書類(①、②、③のいずれか) ※番号確認書類の氏名・住所又は氏名・生年月日が記載されたもの
①【顔写真付きの次の書類のうち1点】 マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・在留カード・特別永住者証明書・税理士証票・官公署発行の資格証明書・戦傷病者手帳
②【顔写真のない次の書類のうち1点】 公的医療保険の被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・町田市から発行された申告者本人の氏名が印字された市民税・都民税申告書
③【顔写真のない次の書類のうち2点】 官公署発行の資格証明書・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書・納税証明書・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・住民票の写し・納税通知書・特別徴収税額通知書

②代理人が申告書を提出する場合(「番号確認書類」、「身元確認書類」及び「代理権の確認書類」の全て)

番号確認書類(本人のもので次のいずれか1点)
マイナンバーカード(個人番号カード)・通知カード・マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し
身元確認書類
代理人が個人の場合(代理権確認書類の氏名・住所が記載された代理人のもので①、②のいずれか)
①【顔写真付きの次の書類のうち1点】 マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・在留カード・特別永住者証明書・税理士証票・官公署発行の資格証明書・戦傷病者手帳
②【顔写真のない次の書類のうち2点】 公的医療保険の被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・官公署発行の資格証明書・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書・納税証明書・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・住民票の写し・納税通知書・特別徴収税額通知書
代理人が法人の場合(代理権確認書類の名称・所在地が記載された次のもの)
登記事項証明書・印鑑登録証明書・納税証明書のいずれか1点と当該法人と窓口に来られた方の関係を証する書類

代理権の確認書類(①、②、③、④のいずれか)

- ①申告者本人の署名及び押印のある委任状(任意代理人の場合)
- ②戸籍謄本又は登記事項証明書(法定代理人の場合)
- ③税務代理権限証書(税理士の場合)
- ④申告者本人に発行された次の書類のうち1点
 - ・官公署が発行した申告者本人しか持ち得ない書類(保険証、身体障害者手帳等)
 - ・町田市から発行された申告者本人の氏名が印字された市民税・都民税申告書
 - ・申告書に添付される書類で申告者本人のもの(源泉徴収票、納税通知書等)

☆各種控除の説明

本人対象の控除

●寡婦(寡夫)控除(控除額:表1)

寡婦	①あなたが夫と死別後再婚していない方(又は夫の生死不明な方)で、合計所得金額が500万円以下の場合	控除額 26万円
	②あなたが夫と死別・離別した後再婚していない方(又は夫の生死不明な方)で、生計を一にする総所得金額等が38万円以下の子、又は扶養親族がいる場合	
	③寡婦のうち、扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の場合(特定の寡婦)	
寡夫	あなたが妻と死別・離別した後再婚していない方(又は妻の生死不明な方)で、総所得金額等が38万円以下の子と生計を一にし、合計所得金額が500万円以下の場合	控除額 26万円

●勤労学生控除

あなたが大学、高校、各種学校の学生又は生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得金額が65万円以下の場合に受けられる控除です。但し、勤労によらない所得(不動産、利子、配当、譲渡等)が10万円を超える場合は対象となりません。(控除額 26万円)

●障害者控除(控除額:表2)

①身体障害者手帳(3級以下)、愛の手帳(療育手帳)(3度以下)、精神障害者保健福祉手帳(2級以下)の交付を受けている場合等＝普通障害者	控除額 26万円
②身体障害者手帳(1・2級)、愛の手帳(療育手帳)(1・2度)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている場合等＝特別障害者	控除額 30万円

障害者手帳が交付されていない場合でも、65歳以上で身体障がい者又は知的障がい者に準ずると福祉事務所長の認定を受けている(町田市高齢者福祉課にて「障害者控除対象者認定書」が発行されている)方等は控除の対象になる場合があります。

所得控除

●医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族のために、あなたが令和元年中(平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間。以下同じ。)に支払った医療費又は特定一般用医薬品等購入費が一定額を超えた場合に対象となる控除です。「従来の医療費控除」と「セルフメディケーション税制に係る控除」はいずれかを選択することとなります。

従来からの医療費控除(限度額 200万円)

控除額 = (医療費) - (保険金等で補てんされる金額) - (10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額)

セルフメディケーション税制に係る控除(限度額 8万8千円)

控除額 = (特定一般用医薬品等購入費) - (保険金等で補てんされる金額) - (1万2千円)

●社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族が負担することになっている介護保険料※、国民健康保険税(料)※、後期高齢者医療保険料※、国民年金保険料等をあなたが令和元年中に支払った場合にその支払った全額が控除されます。

※あなた以外の年金から引き落としされている支払分は除く。

●小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済法による共済契約の掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金や確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金・企業型年金加入者掛金を令和元年中に支払った場合にその支払った全額が控除されます。

●生命保険料控除(控除額:表3)

あなたやあなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族が受取人になっている生命保険契約等で、あなたが令和元年中に支払った一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料(介護医療保険料は平成24年1月1日以後契約分)に対して、下記の金額が控除されます(上限7万円)。

新契約	支払保険料	控除額	旧契約	支払保険料	控除額
	～12,000円	支払保険料全額		～15,000円	支払保険料全額
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円		
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円		
56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円		

新契約:平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した生命保険契約・個人年金保険契約・介護医療保険契約

旧契約:平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した生命保険契約・個人年金保険契約

※一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の両方を契約されている方は、各控除ごとに、①新契約のみ、②旧契約のみ、③新旧両契約合算の 3 通りのいずれかで申告を選択できます(③を選択される場合は、新契約と旧契約それぞれで計算した控除額の合計額が申告額となりますが、限度額は 28,000 円です。また、②旧契約のみの方が、控除額が高くなる場合があります)。

●雑損控除

あなたや令和元年分の総所得金額等が 38 万円以下の配偶者及びその他の親族で生計を一にする方が有する資産について盗難、災害、横領等による損失が生じた場合に対象となる控除です。

控除額=次の①②のうちいずれか大きい額 損失金額－保険金等で補てんされる金額＝差引損失額

①差引損失額－(総所得金額等×10%) ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5 万円

●地震保険料控除(控除額:表4)

あなたが令和元年中に支払った地震保険料・旧長期損害保険料(平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料又は掛金)に対して下記の金額が控除されます。

支払った保険料の区分		控除額	
①	地震保険料等に係る契約のすべてが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当する場合	その年中に支払った地震保険料の 1/2(限度額 25,000 円)	
②	地震保険料等に係る契約のすべてが長期損害保険契約等に該当する場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	~5,000 円
			5,001 円~15,000 円
			15,001 円~
		支払った保険料の全額	支払った保険料の合計額×1/2+2,500 円
③	地震保険と旧長期損害保険それぞれに加入している場合	①と②それぞれの方法で計算した金額の合計額(限度額 25,000 円)	
④	一つの損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険のいずれにも該当する場合	地震保険料控除と旧長期損害保険料控除のどちらか一方を選択して計算した控除額(限度額 25,000 円)	

扶養親族等

●配偶者控除(控除額:表5)

あなたが、配偶者を扶養していた場合に受けられる控除です。配偶者の合計所得金額が 38 万円以下(給与収入のみなら 103 万円以下、公的年金収入のみの場合は 65 歳未満では 108 万円以下、65 歳以上では 158 万円以下)であることが必要です。

平成31年度からは、納税者本人の合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が逡減し、1,000 万円を超えると配偶者控除の適用を受けることができなくなりました(表5参照)。

なお、同一生計配偶者*に係る障害者控除については、これまでどおり納税者本人の合計所得金額に関わらず、適用を受けることができます。

納税者の合計所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
控除額	配偶者控除	33 万円	22 万円	11 万円
	老人配偶者控除	38 万円	26 万円	13 万円

(注1) 所得税の控除額とは異なります。

(注2) 老人配偶者(70 歳以上(昭和 25 年 1 月 1 日以前生まれの方))

※同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、前年中の合計所得金額が 38 万円以下の者をいいます。

●配偶者特別控除(控除額:表6)

あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下の場合に受けられる控除です。また、配偶者控除と同様に、納税者本人の合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が逡減し、1,000 万円を超えると配偶者特別控除の適用を受けることができません(表6参照)。

納税者の合計所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者の合計所得金額		控除額		
38 万円超 90 万円以下		33 万円	22 万円	11 万円
90 万円超 95 万円以下		31 万円	21 万円	11 万円
95 万円超 100 万円以下		26 万円	18 万円	9 万円
100 万円超 105 万円以下		21 万円	14 万円	7 万円
105 万円超 110 万円以下		16 万円	11 万円	6 万円
110 万円超 115 万円以下		11 万円	8 万円	4 万円
115 万円超 120 万円以下		6 万円	4 万円	2 万円
120 万円超 123 万円以下		3 万円	2 万円	1 万円

(注) 所得税の控除額とは異なります。

●扶養控除

あなたが、16歳以上の親族を扶養していた場合に受けられる控除です。

- 一般扶養(控除額 33万円) 16歳以上 19歳未満(平成13年1月2日～平成16年1月1日生まれの方)
23歳以上 70歳未満(昭和25年1月2日～平成9年1月1日生まれの方)
- 老人扶養(控除額 38万円) 70歳以上(昭和25年1月1日以前生まれの方)
- 特定扶養(控除額 45万円) 19歳以上 23歳未満(平成9年1月2日～平成13年1月1日生まれの方)
- 同居老親等(控除額 45万円。あなたやあなたの配偶者が、老人扶養親族である直系の尊属(父母・祖父母等)と常に同居している場合に受けられる控除です。)

●16歳未満の扶養親族(平成16年1月2日以降生まれの方)

※控除額はありません。

●障害者控除

扶養親族が障害者控除の対象となる場合は本人対象の控除と同様の控除が受けられます(**本人対象の控除**:表2参照)。

なお、扶養親族が特別障害者であなただけ又はあなたと生計を一にする他の親族と同居を常況としている場合は、53万円の控除が受けられます(同居特別障害者控除)。

寄附金に関する事項

あなたが令和元年中に年間2千円を超える寄附(控除の対象となる寄附先に限る)をした場合、税額から控除されます。

●控除の対象となる寄附先

- ①都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)
- ②住所地の都道府県共同募金会、住所地の日本赤十字社の支部
- ③都道府県が条例で指定した団体(学校法人・社会福祉法人等)
- ④市区町村が条例で指定した団体(学校法人・社会福祉法人等)

※東日本大震災等の日本赤十字等の募金団体への寄附金の場合でも、最終的に地方公共団体等へ拠出される場合は、ふるさと納税(①)に該当する場合があります。該当するかどうかは各募金団体へ確認してください。

※②の寄附金については、寄附の種類によって控除額が異なります。

●寄附金税額控除の計算方法

控除額a=(寄附金の合計額と総所得金額等の30%のいずれか少ない方の金額-2千円)×控除率10%(市民税6%、都民税4%)

※ただし、都又は市の一方のみが条例で指定した団体への寄附については、該当する一方の控除率のみを適用

【ふるさと納税】上記控除額aに下記の特例控除額が加算されます。

特例控除額b=(地方公共団体への寄附金額-2千円)×[90%- (0~45%(寄附者に適用される所得税の限界税率)) ×1.021(復興特別所得税率)](市民税・都民税の所得割額の20%を限度)

住宅借入金等特別税額控除に関する事項

平成22年から令和元年末までに入居し、令和元年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けている方で、かつ所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある方は下記の額が税額から控除されます。

●住宅借入金等特別税額控除の計算方法 ①と②のいずれか少ない方の金額

- ①「所得税の住宅借入金等特別控除額」-「令和元年分の所得税額(住宅借入金等特別控除前)」
- ②令和元年の所得税における「課税総所得金額」「課税退職所得金額」「課税山林所得金額」の合計額の5%(97,500円が限度)

※平成26年4月以降に入居し、かつ消費税率8%又は10%が適用された住宅取引の場合は7%(136,500円が限度)

配当割額控除額

令和元年中に配当割(税率5%)が特別徴収された特定配当等について期日までに申告した場合は、特別徴収された配当割(5%)を税額から控除又は充当・還付します。